

これからの家族のかたちと法律

—民法改正にキャッチアップする—

2026年4月1日、改正家族法が施行されました。離婚後の共同親権の制定等、これまでの家族関係や裁判所の審理など、様々な場面で大きな影響を及ぼすと考えられます。一方、離婚という状況に置かれた子どものために、親がどのようにかかわっていけるのか、どうかかわっていくのがいいのか、あらためて考えるひとつの機会でもあります。

今回の特集では、法制委員会の皆様に、重要論点3つに絞って、改正家族法にかかる最新の情報をご執筆いただきました。今すぐ役立つ充実した内容ですので、ぜひご活用ください。

LIBRA 編集委員 佐藤 顕子、坂 仁根

【凡例】改正法：民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）

CONTENTS

I 親子の在り方に関する改正—離婚後共同親権	2頁
1 離婚後の親権者の定めに関する改正	
2 婚姻中を含めた親権の行使に関する改正	
3 離婚後の子の監護に関する改正	
II 親子交流等に関する改正	9頁
1 親子交流等に関する改正の概要	
2 婚姻中別居の場面における親子交流	
3 親子交流の試行的実施	
4 父母以外の親族と子との交流	
III 養育費に関する改正	12頁
1 はじめに	
2 法定養育費の創設(民法766条の3第1項)	
3 養育費の請求権への一般先取特権の付与(民法306条、308条の2)	
4 民事執行手続のワンストップ化	
5 養育費等に関する審判事件における情報開示命令(家事事件手続法152条の2等)	

I 親子の在り方に関する改正—離婚後共同親権

法制委員会 委員 林 祐介 (71 期)

1 離婚後の親権者の定めに関する改正

(1) 選択的共同親権制度*1*2

令和8年4月1日に施行された改正法は、従来の離婚後単独親権制度を見直し、父母が離婚するときは

その協議又は裁判所の判断によりその双方又は一方を親権者と定めるものとした（民法819条1項、同条2項、同条5項）。

その導入の趣旨は、①子の利益の確保のためには、父母双方が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、

*1：「選択的共同親権制度」という用語は、東京改正家族法研究会「改正家族法の要点と解説I」家庭の法と裁判58号（以下「家庭の法と裁判58号」と略称する）4頁に倣ったものである。

*2：「選択制の採用」については、青竹美佳「親権等に関する新たな規律—離婚後の親権の規律を中心に」家庭の法と裁判51号（日本加除出版、2024）9頁～10頁参照。

その責任を果たすことが望ましいこと、②発達心理学の見地から、離婚後の父母双方が適切な形で子の養育に関わることが子の心身の発達に良い影響をもたらすとの指摘がされていること、③離婚後共同親権の導入は国際的動向に合致することという点にある*3。

(2) 選択的共同親権制度下での親権者の定め方

A 協議離婚の場合

(ア) 父母の協議による親権者の定め

父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める（民法819条1項）。父母は、親権者を定めるに当たっては、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきであるし、子の意見を適切な形で尊重することを含め、子の人格を尊重しなければならない*4。

また、同項の規定による親権者の定めが父母の双方の真意に出たことを確認するための措置が講じられる（附則19条1項）。この措置は、DV等の事情や経済的に強い立場の配偶者が他方配偶者に強制的に迫ることによって、真意によらない不適切な親権者の定めがされることを防ぐためのものである*5。

(イ) 協議離婚における親権者指定の調停・審判

この度の改正により、夫婦間に成年に達しない子がある場合であっても、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされていることを認めるときは、協議離婚の届出は受理されるものとされた（民法765条1項2号）。そのため、協議離婚をしようとする父母間で親権者を定める協議が調わないとき又はその協議ができないときの協議離婚は、①父母の一方からの親権者指定の家事審判（民法819条5項）又は家事調停の申立て、②協議離婚

の届出、③親権者指定の審判の確定又は調停の成立という順序で進行する*6。

①の申立てがされた場合には、⑦家事審判であれば、家庭裁判所が民法819条7項の定める判断枠組み（後記(3)）によって共同親権か単独親権かのいずれかを定め、④家事調停であれば、当事者の合意により親権者が定められる*7。

なお、①の申立ての取下げ制限が定められている（家事法169条の2、同法273条3項）。離婚届が受理された後、申立てが取り下げられてしまうと、離婚後の親権者が未確定となり子の利益に反するからである*8。

イ 裁判上の離婚の場合

裁判上の離婚の場合には、裁判所は父母の双方又は一方を親権者と定めるものとされている（民法819条2項）。裁判所は、民法819条7項の定める判断枠組み（後記(3)）によって共同親権か単独親権かのいずれかを定める。

(3) 裁判所による親権者の定め判断枠組み

民法819条7項は、裁判所が父母の双方又は一方を親権者と定める場合の判断基準及び考慮要素を定めている。

同項によれば、裁判所は、同項柱書後段の必要的単独親権事由が認められれば単独親権と定め、同事由が認められない場合には、同項柱書前段のとおり、子の利益の観点から①父母と子の関係、②父と母の関係、③その他一切の事情を総合的に考慮して共同親権か単独親権かのいずれかを定めることとなる。ただし、事案によっては、必要的単独親権事由を検討することなく、同項柱書前段の総合考慮により単独親権と定まることもあり得るとのことである*9。

*3：北村治樹編著「一問一答令和6年民法改正 家族法制の見直し（親権・養育費・親子交流等）」（商事法務、2025）（以下「一問一答」と略称する）30頁～31頁

*4：一問一答34頁

*5：一問一答34頁

*6：一問一答51頁

*7：家庭の法と裁判58号9頁

*8：家庭の法と裁判58号10頁

*9：家庭の法と裁判58号8頁

ア 必要的単独親権事由

民法819条7項柱書後段は、㉑「次の各号のいずれかに該当するとき」、㉒「その他父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」を必要的単独親権事由と定めているところ、㉒が包括的な事由であり、㉑の具体的内容である同項1号及び同項2号は㉒の例示と解されている*10。

(ア) 「次の各号のいずれかに該当するとき」(民法819条7項後段)

「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」(民法819条7項後段1号)は親子の關係に着目した必要的単独親権事由であり、子に対する虐待のおそれがある場合を典型例とする*11。もっとも、虐待のおそれがある場合以外にも、親権喪失事由(民法834条)や親権停止事由(民法834条の2)がある場合、それらに準ずるような事由がある場合も含まれる*12。

「父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」(民法819条7項後段2号)は父母の關係に着目した必要的単独親権事由であり、父母の一方が他方からこれまで身体的暴力を受けており、今後も暴力を受けるおそれがある場合を典型例とする*13。もっとも、「その他の心身に有害な影響」という文言から、その例には、精神的・経済的・性的虐待等を受けるおそれがあるため、父母が相互に関わりを持つことが相当でない場合も含まれる*14。同号の該当性を判断するに当たっては「協議が調わない理由その他の事情」が「考慮」されるから、将来的にも最低限の協力關係の構築すら望めず、親権の共同行使の前提となる父母間の協議を行うことがおよそ期待できない場合(例えば、虚言・重大な約束違反の繰り返し、他方の人格を否定する

言動の執拗な繰り返し等)も同号に該当し得ると解されている*15。

なお、同項1号及び2号の「おそれ」とは、具体的な状況に照らして、各号の定める「害悪」や「暴力等」を及ぼす可能性があることを意味し、個別の事案ごとにそれを基礎づける方向の事実(評価根拠事実)とそれを否定する方向の事実(評価障害事実)とが総合的に考慮されて判断される*16。

(イ) 「その他父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」(民法819条7項柱書後段)

当該事由に該当する例は今後の事例の集積を待つものとされるが、必要的単独親権になるという効果の重大性からは、民法819条7項1号又は2号に準じる程度の事由が認められる必要があると解されている*17。

イ 民法819条7項柱書前段の総合考慮

アの事由が認められない場合、裁判所は、民法819条7項柱書前段の総合考慮によって、共同親権か単独親権かのいずれかを裁量的に判断する。

同項の「父母と子の關係」という文言は、㉑父母側の事情と㉒子側の事情とに分けて検討されるところ、㉑は、従前の親権行使の態様や子の利益に配慮する姿勢の有無等を考慮し、親が子の利益のために親権を行使できるかを検討するものである一方、㉒は、父母に対する子の心情や今後の親権行使についての子の意向等を考慮し、親権を共同して行使することが子の利益に適うかを検討するものである*18。

また、同項の「父と母の關係」という文言は、父母が子の利益のために親権を共同行使し得る協力關係にあるか、あるいは父母によるそのような關係の構築

*10：家庭の法と裁判58号6頁

*11：家庭の法と裁判58号6頁

*12：家庭の法と裁判58号6頁

*13：家庭の法と裁判58号6頁

*14：家庭の法と裁判58号6頁、一問一答41頁

*15：家庭の法と裁判58号6頁

*16：証拠の例としては、一問一答41頁～42頁参照

*17：家庭の法と裁判58号6頁

*18：家庭の法と裁判58号7頁

が期待できるかを検討する*19。ここでの「子の利益のために親権を共同行使し得る協力関係」とは、親権の共同行使のために最低限必要な意思疎通ができる関係があれば足り、頻繁な連絡や友好関係まで求められるものではない*20。

なお、本項前段の総合考慮は子の利益を最優先に考慮して判断され、共同親権と単独親権との間に原則・例外の関係があるものではない*21。また、共同親権と単独親権のいずれかを定める判断は、従前の父母の親権行使の在り方等といった「父母と子の関係」に重要な事情がない事案においては、「子の利益のために親権を共同行使し得る協力関係」の有無を中心に考慮するものとされている*22。

(4) 親権者の変更

ア 親権者変更の類型

選択的共同親権制度の導入を受け、親権者の変更を定める民法819条6項の文言が「親権者を他の一方に変更することができる」から「親権者を変更することができる」へと変更されたことにより、親権者の変更としては、①一方の単独親権から他方の親の単独親権への変更、②共同親権から単独親権への変更、③単独親権から共同親権への変更が可能となった*23。

イ 申立権者の拡張

民法819条6項は「子又はその親族」を親権者変更の申立権者とする。「子」が申立権者に追加された趣旨は、親権者変更により子に直接影響が生ずることを踏ま

え、子自身に申立権を認めることで、子の意見を適切に考慮することを制度的に確保する*24という点にある。

ウ 親権者変更の要件

(ア) 民法819条6項は、親権者変更の要件を「子の利益のため必要があると認めるとき」と定めている。この親権者変更の必要性の判断は、従来、「親権者を指定した経緯、その後の事情の変更の有無と共に当事者双方の監護能力、監護の安定性等を具体的に考慮して、最終的には子の利益のための必要性の有無という観点から決せられるべきもの」（福岡高裁平成27年1月30日決定〔判タ1420号102頁〕）等とされていたところである*25。

(イ) 民法819条8項は、父母の協議により定められた親権者を変更する場合における親権者変更の必要性（上記(ア)参照）を判断するに当たっての考慮要素を示し（同項前段）、その勘案事情を例示したもの（同項後段）である*26。

同項前段は、親権者変更の必要性を判断するに当たっては「当該協議の経過*27*28、その後の事情の変更*29*30 その他の事情を考慮する」と定めている。DV等を背景とする不適切な形での合意によって親権者の定めがされた場合には、当該定めがされた後の事情の変更のみでなく、親権者の定めがされた際の父母の協議の経過等を考慮することが適切である*31からである。

同項後段は、同項前段の「当該協議の経過」を考慮するに当たっては「父母の一方から他方へ

* 19：考慮対象となる事情については、家庭の法と裁判58号7頁～8頁参照

* 20：家庭の法と裁判58号8頁

* 21：家庭裁判所としては単独親権とすべき特別な事情がない限り、離婚後の父母を共同親権者として指定するケースが多くなるのではないかと予想するものとして、中村真「親族道の歩き方—家族法I」（清文社、2025）223頁

* 22：家庭の法と裁判58号8頁

* 23：家庭の法と裁判58号11頁

* 24：一問一答53頁

* 25：改正前の親権者変更の基準（変更すべき特段の事情の要否、諸事情を比較衡量する基準等）については、松原正明「家裁における子の親権者・監護権者を定める基準」判例タイムズ747号307頁等を参照

* 26：一問一答54頁

* 27：当該文言で考慮される事情については、家庭の法と裁判58号11頁参照

* 28：合意形成過程の評価については、家庭の法と裁判58号15頁脚注1）参照

* 29：当該文言で考慮される事情については、家庭の法と裁判58号11頁参照

* 30：家庭の法と裁判58号11頁

* 31：一問一答57頁

の暴力等の有無」を勘案するものとした。父母の婚姻中にその一方から他方へ暴力等があった場合には、その一方から他方に対する支配的な関係を背景として、当該父母の一方が他方に対して、子の利益の観点から必ずしも適切でない合意を強要し、当該他方が早期の離婚を望む結果としてその求めに安易に応じてしまうことがあり得る*32からである。

また、同項後段は、同項前段の「当該協議の経過」を考慮するに当たっては「家事事件手続法による調停の有無又は裁判外紛争解決手続の利用の有無、協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情」を勘案するものとした。協議上の離婚の際の親権者の定め適正性を担保するには、中立的な第三者の関与を求めることの有用性・重要性を明らかにするためである*33。

ウ 変更後の親権者を定める際の考慮要素

親権者変更の審判において単独親権とするか共同親権とするかは、民法819条7項（上記(3)参照）によることとなる。

2 婚姻中を含めた親権の行使に関する改正

(1) 父母双方が親権者である場合の親権行使

ア 共同行使の原則

親権は、父母が共同して行使する（民法824条の2第1項本文）。これは、父母双方が親権者である場合には、父母双方が親権行使に責任を負い、子に関する重要な事項は父母が熟慮の上で慎重に協議し判断することが子の利益にとって望ましいとの価値判断に基づいている*34。

同項本文の「共同して行う」とは、身上監護や財産管理等といった親権行使が父母の共同の意思で決定されることをいう*35。

イ 共同行使下でも単独行使が許容される場合

(ア) 日常の行為

父母の双方が親権者であっても、父母は、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる（民法824条の2第2項）。その趣旨は、親権の単独行使の範囲を明確化するとともに、別居後又は離婚後に同居親が別居親から不当に干渉されることなく、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権行使を単独ですることができることを明確化することにある*36。

同項の「監護及び教育に関する日常の行為」とは、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものをいう*37。

(イ) 親権行使者の指定

特定の事項に係る親権行使者の指定の審判を受けた父又は母は、当該特定事項に係る親権の行使を単独ですることができる。

同審判（民法824条の2第3項）は、父母が共同して親権を行うべき事項についての父母の意見対立を解決するための裁判手続を設けたものである*38。

「特定の事項」とは、同項かつ書内の親権行使が対象から除かれるため、重要な事項に係る身上監護又は財産管理・身分行為に限られ、かつ「急迫の事情」（下記ウ(イ)参照）がないときに限られる*39。具体例としては、子の居所を決定する場面、子を代理して高校と在学契約を締結する場面、子の心身に重大な影響を与える医療行為の決定などの身分行為が挙げられている*40。

* 32：一問一答57頁

* 33：一問一答57頁～58頁

* 34：一問一答63頁

* 35：一問一答63頁

* 36：一問一答66頁

* 37：一問一答66頁

* 38：一問一答73頁

* 39：一問一答74頁

* 40：一問一答74頁

また、同項の「子の利益のため必要があると認めるとき」という要件は、①申立時点において紛争が顕在化していること*41を前提としつつ、②現時点において親権行使者を定める必要があるかどうか、③父母のいずれを親権行使者に指定するのが子の利益に適うかという観点から検討される*42。

ウ 共同行使下でも親権の行使が単独行使となる場合

ア 「他の一方が親権を行使できないとき」（民法824条の2第1項ただし書2号）には親権の行使はその一方の単独行使となる。当該文言には、①親権を法律上行使できない場合（親権喪失の審判や親権停止の審判を受けたとき等）と②親権を事実上行使できない場合（行方不明、重病等）とが含まれる*43。

イ 「子の利益のため急迫の事情があるとき」（民法824条の2第1項ただし書3号）には親権の行使は一方の単独行使となる。当該文言は、父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては、適時に親権を行使することができず、その結果として子の利益を害するような場合をいう*44。具体例としては、一定の期限までに親権を行使することが必須である場合（入学試験の結果発表後の入学手続）、虐待等からの避難が必要である場合（避難のための子の転居・転校）、緊急の医療行為を受ける必要がある場合などが挙げられている*45。

(2) 父母の一方が親権者である場合の親権行使

父母の一方のみが親権者であるときはその者が親権を単独行使する（民法824条の2第1項ただし書1号）。

3 離婚後の子の監護に関する改正

(1) 監護者の定め

父母が協議上の離婚をするときは、子の利益を最も優先して考慮しながら、子の監護をすべき者をその協議で定めるものとされ（民法766条1項）、その協議が調わないとき又は協議をすることができないときは家庭裁判所が子の監護をすべき者を定めるものとされている（同条2項）。

監護者の定めが必要となる場面としては、①別居している婚姻中の父母の間でどちらが子を監護するか争われている場面*46、②共同親権として離婚する際に、父母の間でどちらが子を監護するか争われている場面、③共同親権として離婚した父母の間で、その後どちらが子を監護するか争われている場面などが想定されている*47*48。

家庭裁判所が監護者を定めるには、監護者を指定する必要性*49を検討した上、監護者を父母のどちらと定めるのが相当か*50を検討する。

(2) 監護者の権利義務

ア 監護者は、民法820条から同法823条までに規定する事項について親権を行う者同一の権利義務を有し、単独で身上監護に関する行為をすることができる（民法824条の3第1項）。監護者を定めた場合における監護者の権利義務の内容を明確化する趣旨である*51。

なお、同項の対象は、あくまでも身上監護に関する事項である。そのため、財産管理や法定代理権の行使については、父母の権利義務に変更は生

* 41：「子の利益のため必要があると認めるとき」については、家庭の法と裁判58号29頁

* 42：②及び③の「考慮要素」については、家庭の法と裁判58号29頁

* 43：一問一答65頁

* 44：一問一答71頁

* 45：一問一答71頁

* 46：離婚後の監護に関する場面ではないが、改正後も民法766条1項が離婚前にも類推適用されるという解釈及び家裁実務には変更がないと考えられるため、①も監護者の定めが必要となる場面に含まれる（家庭の法と裁判58号17頁）。

* 47：家庭の法と裁判58号17頁

* 48：離婚後の父母の一方を親権者として定め、他の一方を監護者と定める場面（一問一答93頁）も想定し得る。

* 49：当該判断の考慮要素については、家庭の法と裁判58号19頁参照

* 50：同上

* 51：一問一答90頁

しない*52。

イ 監護者以外の親権者は、監護者による身上監護を妨げてはならない（民法824条の3第2項）。監護者以外の親権者による身上監護と監護者による身上監護が抵触する場合の優先関係を明らかにするという趣旨である*53。

(3) 監護の分掌

ア 民法766条1項は、「子の監護に関する必要な事項」の一例として、「子の監護の分掌」（子の身上監護を父母が分担すること）を定めている。その趣旨は、離婚時に父母の協議により子の養育計画の作成ができることを明らかにするため、父母の離婚後の子の監護について、「子の監護の分掌」の定めをすることができることを明確にするという点にある*54。

当該文言の追加によって、離婚後の単独親権又は共同親権のいずれの場合であっても、父母の親権と監護の在り方について多様な選択が可能となった*55。もっとも、子の利益に資する監護とするためには、父母が子の監護について安定的かつ継続的に協力し合えることを必要とするから、監護の分掌が想定されるのは、基本的には共同親権の場合であるとも評されている*56。

イ 監護の分掌は、父母の協議で定めるものとされ（民法766条1項）、その協議が調わないとき又は協議をすることができないときは家庭裁判所が当該父母の求める監護の分掌の定めをするか否か等を判断する（同条2項）。

ウ 分掌の主な例としては期間の分掌と事項の分掌が検討されている*57。

(ア) 期間の分掌とは、例えば、平日は母が、休日は父がそれぞれ子の監護を担う等というように父母が一定期間ごとに子を交替監護することをいう。

この分掌において、ある期間の分掌者は、当該期間において、監護及び教育に関する日常の行為は単独で行うことができるものの、当該期間後も監護権行使の影響が継続するような重大な行為については、子の利益のため急迫の事情がある場合を除いて、共同親権者である他の親と共同でこれを行う必要がある*58。

期間の分掌を検討するには、①監護者指定における各考慮要素（上記(1)参照）のほか、②特有の考慮要素についても検討し、交替監護を定めることの必要性及びどのような交替監護の内容を定めるのが相当かを判断する*59。

(イ) 事項の分掌

事項の分掌は、例えば、「教育に関する事項」、「医療に関する事項」といった抽象的な事項について、子の身上監護の権限を父母の一方に委ねるものである。

この分掌において、当該事項に係る監護を分掌する父母の一方は、当該事項に関する子の身上監護に関する限り、日常の行為に当たらない重大な行為も含めて行うことができ、他方親はこれを妨げてはならない*60。

事項の分掌を定めるについては、事項の分掌の定めをする必要性*61を検討した上、事項の分掌者を父母のどちらと定めるのが相当か*62を検討することになる。

* 52：一問一答91頁

* 53：一問一答93頁

* 54：一問一答88頁

* 55：親権と監護の在り方についての多様な選択肢については、東京弁護士会法制委員会編「こんなに変わった！家族法制—離婚後共同親権・養育費・親子交流等—」（新日本法規、2025）72頁参照

* 56：家庭の法と裁判58号19頁

* 57：家庭の法と裁判58号19頁～22頁

* 58：家庭の法と裁判58号20頁

* 59：特有の考慮要素の詳細については、家庭の法と裁判58号20頁参照

* 60：家庭の法と裁判58号21頁

* 61：当該判断の考慮要素の詳細については、家庭の法と裁判58号22頁参照

* 62：同上

II 親子交流等に関する改正

法制委員会 委員 高橋 有紀 (69期)

1 親子交流等に関する改正の概要

父母の別居後や離婚後も、適切な形で親子の交流の継続が図られることは、子の利益の観点から重要であり、また、親子交流の実施に当たっては、その安全・安心の確保も重要である*63。そこで、本改正法では、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがなされ、以下3点の改正が行われることとなった。

- ① 婚姻中別居の場合における親子関係に関する規定の整備
- ② 親子交流の試行的実施に関する規定の整備
- ③ 父母以外の親族と子との交流に関する規定の整備

なお、従前の実務では、改正前民法766条1項の「父又は母と子との面会及びその他の交流」を「面会交流」と呼称することがあったが、「面会」は限られた時間での一時的な対面を想起させ、親子の継続的な交流を示す言葉としてはふさわしくないこと、また、親子の交流の方法は多様化し、直接会う方法だけでなく、ビデオ通話やメールなどの交流方法も用いられていることから、「面会」を例示することは必ずしも適切ではないと指摘されていた*64。本改正法では、同項の用語から「面会及びその他の」の語が削除され、「父又は母と子との交流」との表現に改められており、法制審議会や国会審議の過程でも、従前「面会交流」と呼称されていたものは「親子交流」と呼称されていた*65ため、本稿でも「親子交流」との表現を用いることとする。

2 婚姻中別居の場面における親子交流

改正前民法では、父母の離婚後の親子交流に関する規定(766条1項から3項)は置かれていたものの、婚姻中の父母の別居時における親子交流に関する明文上の規定はなかった。なお、最高裁平成12年5月1日決定(最高裁民事判例集54巻5号1607頁)において、婚姻関係が破綻して父母が別居状態にある場合に、子と同居していない親と子の交流につき父母の間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が改正前民法766条を类推適用して、親子交流について相当な処分を命じることが認められた。そのため、裁判実務上は父母の婚姻中においても家庭裁判所が親子交流についての審判・調停をすることができるとの考え方が定着していたが、明文規定を欠くことから当事者である父母にとって必ずしもルールが明確でないと指摘されていた*66。

父母が離婚する際には、これに先立ち様々な理由により父母が別居する場合が少なくなく、そのような場合にも適切な形で親子の交流の継続が図られることが子の利益の観点からは重要であることから、改正後民法では、婚姻中の父母の別居時における親子交流について、817条の13が新設されることとなった*67。

具体的には、婚姻中別居の場合の親子交流について必要な事項は、父母の協議により定め、この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないとされた(民法817条の13第1項)。

*63：一問一答134頁

*64：一問一答135頁

*65：一問一答135頁

*66：一問一答136頁

*67：一問一答136頁

そして、父母の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、父又は母の請求により、婚姻中別居の場合の親子交流について必要な事項を定めることができるものとし（同条2項）、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、父又は母の請求により、その定めを変更することができるものとされた（同条3項）。これらの請求を受けた家庭裁判所は、子の利益のため特に必要があると認めるときに限り、婚姻中別居の場合の親子交流を実施する旨を定めることができる（同条4項）。

3 親子交流の試行的実施

家庭裁判所の調停や審判の手続等において適切な親子交流の在り方を検討するに当たり、その手続中に親子交流を試行的に実施し、その状況等をその後の調整や判断の資料とすることが望ましい事案があることから、従前の家庭裁判所の実務においては、事実調査の一環として「試行的面会交流」と呼ばれる運用が行われていたものの、その実施の要件や方法等については明文の規定がなく、運用に委ねられていた*68。

また、親子交流の調停や審判の手続には相応の時間を要するところ、調停成立や審判の確定等までに親子交流が行われない期間が長くなることにより、例えば、子が別居親を受け入れにくくなるなど親子関係に影響を与えかねないとの指摘があった*69。

そこで、親子交流の試行的実施に関し、改正後家事事件手続法152条の3において、家庭裁判所が子の監護に関する処分の審判事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く）において、子との交流の試行的実施を促すことができるとの制度が新設されることとなった。

改正後家事事件手続法152条の3による親子交流の試行的実施も、従前行われてきた「試行的面会交流」

の運用と同様に事実の調査のために行われるものであり、家庭裁判所の働きかけにより調停成立前又は審判前の段階で親子交流を行うという点では大きな差異はないが、同段階で親子交流を行った結果を事実の調査の対象とすることが有益であるのは必ずしも「試行的面会交流」が行われていた場面に限られず、実施場所や実施方法等についても事案に応じた柔軟な対応を行うことが有用であると考えられた*70。

そこで、従前の実務では不明確であった要件について、改正後家事事件手続法152条の3第1項は、①子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がなく、かつ、②事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、子との交流の試行的実施を促すことができると定め、家庭裁判所において、①及び②の要件の検討を行うこととなった。なお、父母双方の同意があることは要件とされていない。

①に関する家庭裁判所の裁量的な判断にあたっては、親子交流の試行的実施が子に対して何らかの悪影響を与えるおそれがないかという観点から、子の安全・安心に係る事情を中心としつつ、同居親の心身状況、親同士の関係性、親子関係、子の状況（子の意向・心情）等を総合衡量し、慎重に判断されることとなる*71。また、②に関する家庭裁判所の裁量的な判断にあたっては、必ずしも最終的な審判の判断のための資料を収集する必要がある場合に限られず、これまでの調停手続、審判手続において把握した親子交流に関する課題を解決又は低減したり、新たな課題を把握したりし、それらを父母と共有することでその課題の解決に向けた父母の主体的な取組を支援する等、子の利益にかなう親子交流の在り方を検討するために親子交流の試行的実施が有益である場合なども広く含まれると解されている*72。

次に、上記検討の結果として、家庭裁判所が当事者に対して、親子交流の試行的実施を促す場合には、家庭裁判所は、実施の条件（交流の方法、交流をする

* 68：一問一答138頁

* 69：一問一答138頁

* 70：一問一答149頁

* 71：東京改正家族法研究会「改正家族法の要点と解説Ⅱ」家庭の法と裁判59号（以下「家庭の法と裁判59号」と略称する）31頁

* 72：家庭の法と裁判59号30頁

日時及び場所、家庭裁判所調査官その他の者の立会いその他の関与の有無等)を決めたり、当事者に対して子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止することその他適当と認める条件を付したりすることができる(家事事件手続法152条の3第2項)。

そして、家庭裁判所は、親子交流の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかったときは、その理由の説明)を求めることができる(同条3項)。そのため、家庭裁判所は、試行的実施が当事者のみで実施された場合は、その状況や結果について、当事者に対し、適宜の方法により報告するよう求めることができ、その方法を口頭とするか書面とするか、またどの程度詳細な内容の報告を求めるかという点については、家庭裁判所が事案に応じて検討することとなる*73。また、家庭裁判所調査官による調査の一環として試行的実施が行われた場合には、家庭裁判所調査官は事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとされ(家事事件手続法58条3項)、また家庭裁判所調査官がこの報告に意見を付することができる(同条4項)。

なお、親子交流の試行的実施をする具体的な時期や回数については、規定上特段の制限は設けられていないため、家庭裁判所は、各段階における紛争性の程度や事実の調査の必要性、当事者に対する働きかけ・調整の状況に応じてその段階に見合った試行的実施を促すことができ、また試行的実施の結果をふまえ更なる事実の調査のための必要性が認められる場合には、事案に応じて複数回にわたる試行的実施を促すことも可能である*74。

4 父母以外の親族と子との交流

改正前民法では、父母以外の親族と子との交流については明文の規定はなかった。この点について、最高裁令和3年3月29日決定(最高裁判所裁判集民事

265号113頁)は、父母以外の第三者が家庭裁判所に子の監護に関する事項を定めるよう申し立てることができる(と解すべき法令上の根拠が存しないことなどを理由として、「父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、家庭裁判所に対し、子の監護に関する処分として上記第三者と子との面会交流について定める審判を申し立てることはできないと解するのが相当である」と判示していた。

この判例の結論については、例えば子が長年にわたり祖父母と同居し、両者の間に親密な関係が形成されていたような場合には、父母の離婚後も引き続き祖父母などとの交流を継続することが子の利益の観点から重要であると指摘されていた一方で、父母以外の親族に対して子との交流の申立権を無制限に認めることに対しては、潜在的な紛争当事者が増加し、子が多数の紛争に巻き込まれ、結果として子の利益を害することになりかねないとの指摘もなされていた*75。

そこで、改正後民法766条の2第1項では、「子の利益のため特に必要があると認めるとき」は、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができることとし、同条2項で、父母以外の親族も一定の要件の下で子との交流に関する家庭裁判所への審判の請求をすることができるものとした。

民法766条の2第2項は、父母以外の親族と子との交流については、家庭裁判所に申立てをすることができる者は、原則として父又は母であるとし(同項1号)、「他に適当な方法がない」ときに限り、父母以外の子の親族(子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者)にあっては、過去に当該子を監護していた者に限る)が子との交流の申立てをすることができるとしている(同項2号)。「他に適当な方法がないとき」の例としては、父母の離婚後のその一方(子と別居する親)の死亡や行方不明等の事情により父母の協議や父母による申立てが期待し難い場合が想定されている*76。

*73: 家庭の法と裁判59号34頁

*74: 一問一答143頁

*75: 一問一答151頁

*76: 一問一答155頁

Ⅲ 養育費に関する改正

法制委員会 委員 田中 聡介 (77 期)

1 はじめに

本改正においては、養育費の履行確保に向けた制度の見直しが行われた。主な改正点は、①法定養育費の創設、②養育費の請求権への先取特権の付与及び③執行手続のワンストップ化の3つといえる。そのほか、養育費等に関する審判事件における情報開示命令の制度が新設された。

なお、改正法は、養育費に関する法務省令（令和7年法務省令第56号）と併せて、2026年（令和8年）4月1日から施行されている。

2 法定養育費の創設（民法766条の3第1項）

(1) 制度趣旨

改正前民法では、養育費の取決めをせずに離婚した場合、義務者に対して養育費の請求をするためには、協議によって取り決めるほか、家事調停・審判等の手続を利用する必要があった。しかし、離婚に至る事情は様々であり、とりわけ離婚時の協議において、当事者が長期的な予測のもとに、養育費の額を取り決めることは困難と思われる。また、手続の利用にも、一定程度のハードルがあったといえる。

そこで、本改正によって、法定養育費が創設され、養育費の取決めをせずに離婚した場合であっても、離婚時から引き続き子の監護を主として行う父母の一方は、離婚時から、義務者に対し養育費を請求することができるようになった。制度の趣旨は、「父母の協議等による養育費の取決めがなくても離婚時から一定額の養育費の請求を可能とする点」にある*77。

他方、法定養育費は、「父母の協議等により養育費の取決めがされるまでの当面の間に対応するためのいわば暫定的・補足的な措置」*78とされるように、当事者間の協議や手続等の有用性を失わせるものではない。法定養育費の額の算出には、当事者の収入や生活状況を考慮せず、法務省令において一律に、月額2万円に子の数を乗じた額と定められている。そのため、本条により、必ずしも十分な養育費の額が保障されるとはいえない。したがって、権利者が、生活状況に照らして適正と考える養育費を請求するためには、従前と同様に、協議や手続等を利用して取決めを行う必要がある。

(2) 要件・効果

ア 権利者

権利者は、「父母の一方であって離婚の時から引き続きその子の監護を主として行うもの」である。前提となる離婚について、本条は、裁判上の離婚に準用されるほか（民法771条）、調停離婚及び審判離婚の場合にも準用されると解されている*79*80。

「監護」とは、「子の身の回りの世話を現実に行っているという事実的な概念」であるとされており*81、身上監護に関する事項についての権限の有無とは一致しない。また、子の監護を、「離婚の時から引き続き……主として行う」ことが要件となる。そのため、離婚時から請求時までの、子の生活状況等に関する事情が争点となると思われる。

イ 始期

始期は、離婚の日である。施行日との関係で、本

*77：一問一答114頁

*78：一問一答115頁

*79：一問一答117頁

*80：東京改正家族法研究会「改正家族法の要点と解説Ⅲ」家庭の法と裁判60号（以下「家庭の法と裁判60号」と略称する）91頁

*81：一問一答116頁

条は、「施行日前に離婚……した場合については、適用しない」と定められたため（附則3条2項）、法定養育費が生じるのは、2026年（令和8年）4月1日以後にした離婚に限られる。

なお、離婚日に生じた法定養育費から請求が可能であり、始期を含む月の金額は、当該月の日数で日割計算する（民法766条の3第2項、法務省令2条2項）。

ウ 終期

終期は、1号から3号までの、いずれか早い時期である。

- ① 父母がその協議により子の監護に要する費用の負担についての定めをした日
- ② 子の監護に要する費用の負担についての審判が確定した日
- ③ 子が成年（18歳）に達した日

1号及び2号からは、法定養育費が「暫定的・補足的な措置」であることを読み取ることができる。また、法定養育費が発生した後に、協議によって取決める場合の留意点について、以下(4)で述べる。

なお、始期の場合と同様に、終期を含む月の金額は、当該月の日数で日割計算する（民法766条の3第2項、法務省令2条2項）。

エ 支払時期

法定養育費は、毎月末に支払時期が到来する。

オ 金額

月額2万円に、子の数を乗じた額である（法務省令2条1項）。

(3) 義務者の支払拒絶、減額・免除等

義務者の側からみると、本条の適用によって、当事者間の取決めによらずに法定養育費の支払義務を負うこととなる。そこで、義務者からも、収入や生活状況に照らして適正と考える養育費の額を主張する

方法が用意されている。

ア 支払拒絶（民法766条の3第1項ただし書）

義務者は、以下のいずれかの事実を主張立証して、法定養育費の全部または一部の支払を拒むことができる。

- ① 支払能力を欠くためにその支払をすることができないこと
- ② 支払をすることによってその生活が著しく窮迫すること

イ 減額・免除、支払猶予等（民法766条の3第3項）

また、義務者は、子の監護に関する処分の調停・審判において（民法766条2項、3項）、法定養育費の減額・免除、支払猶予等を求めることができる。審判においては、家庭裁判所が、義務者の支払能力等を考慮して、相当な処分を命ずることとなる。

なお、申立手続との関係では、「766条2項又は3項の申立てなくしてこの処分を命ずることは想定されていない」*82と解されており、法定養育費独自の申立ては認められていない。そのため、義務者は、子の監護に関する処分の調停・審判事件において、法定養育費の減免等の主張を行うこととなる。

(4) 法定養育費発生後の取決め

養育費の取決めをせずに離婚した場合には、法定養育費が、離婚時から生じている。そのため、離婚後に養育費の取決めを行う際には、既に生じた法定養育費についても合意の内容に含めることが必要となる。具体的な条項案については、家庭の法と裁判60号において、詳しく解説されている。

3 養育費の請求権への一般先取特権の付与（民法306条、308条の2）

(1) 制度趣旨

改正前民法では、養育費の履行を確保するために

* 82：家庭の法と裁判60号93頁

は、債務名義を取得して、民事執行の申立てを行う必要があった。また、執行手続において、養育費債権は一般債権であったため、必ずしも十分な配当を受けられるとは限らなかった。

本改正では、法定養育費を含む養育費債権に先取特権が付与された。そのため、債務名義を必要とせず民事執行の申立てが可能となった。また、執行手続において優先弁済を受けられるようになり、養育費の履行確保の実効性が高まったといえる。

なお、先取特権が付与される養育費債権の額は、月額8万円に、子の数を乗じた額と定められている（法務省令1条）。

(2) 担保権実行の申立て

ア 申立手続等

養育費債権の先取特権に基づく民事執行手続は、担保権実行の申立てによって行う（民事執行法193条）。担保権実行の手続は、一般の先取特権の実行と同様と思われる。

債権者は、「担保権の存在を証する文書」を提出する必要がある（同条1項）。その意義については、「公文書であることを要せず私文書でもよいが、執行裁判所において担保権の存在が証明されていると判断するに足るものでなければならない」*83と解されている。養育費債権の場合では、当事者が私的に養育費を取り決めた文書であっても、債権額の証明が可能であれば、上記文書にあたる。

イ 任意的債務者審尋

債権差押命令の手続においては、債務者の審尋をしない（民事執行法145条2項）。しかしながら、法定養育費についての担保権実行を行う場合は、執行裁判所は、必要があると認めるときに債務者の審尋をすることができる（民事執行法193条2項、3項）。

債務者は、事実関係によっては、担保権実行の申立手続の中で、反論の機会を与えられることとなる。

4 民事執行手続のワンストップ化

(1) 制度趣旨

本改正により、①財産開示手続、②債務者の給与債権に係る情報取得手続及び③給与債権の差押手続を、地方裁判所に対する1回の申立てで行うことが可能となった*84。その趣旨は、養育費を請求する場合の民事執行手続の負担軽減である。

(2) 手続の連続性

養育費債権について、執行力のある債務名義の正本を有する債権者がする申立てについては、債権者が反対の意思を示さない限り、以下のような手続の連続性が認められる。

(i) 財産開示手続の申立てにおいて、債務者が給与債権を開示した場合には、債務者が開示した給与債権に対する差押命令の申立てをしたものとみなされる（民事執行法167条の17第1項1号）。

他方、債務者が財産を開示しなかった場合には、執行裁判所は、債務者の住所のある市区町村に対して、給与に係る債権についての情報を提供するように命じなければならない（同条2項）。

(ii) 債務者の給与債権に係る情報取得手続の申立てをした場合には、その情報が提供された給与債権に対する差押命令の申立てをしたものとみなされる（同条1項2号）。

改正前民法では、それぞれ別個の申立てが必要であったことからすれば、申立ての負担は大きく軽減されている。

他方、財産開示手続等を利用して、差し押さえるべき債権の特定ができない場合が想定される。このような場合、執行裁判所は、債権者に対して、相当の期間内に、差し押さえるべき債権を特定するために必要な事項の申出をするように命ずることができる。そして、債権者が期間内に必要な事項の申出をしないときは、差押命令の申立ては取り下げたものとみなされる（同条6項）。

*83：「3訂民事執行」（司法研修所、令和3年2月）112頁

*84：一問一答105頁

5 養育費等に関する審判事件における 情報開示命令（家事事件手続法152条の2等）

他にも、養育費の履行確保に向けた制度の見直しとして、情報開示命令の制度が新設された。養育費等に関する審判事件等において、家庭裁判所が、必要があると認めるとき、申立てまたは職権で、当事者に対して、収入及び資産の状況に関する情報の開示

を命ずることができるようになった。

なお、情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なく情報を開示しない場合や、虚偽の情報を開示した場合には、10万円以下の過料の制裁が科されるほか（家事事件手続法152条の2第3項）、「家庭裁判所は、そのような経過も審判手続の全趣旨として考慮し、当該当事者に不利益な事実認定をすることもできる」*85と考えられている。

*85：一問一答133頁

参考文献一覧

令和6年民法改正は、特に離婚後の子の養育に関し、従前のルールを大幅に変更した重大な改正である。最後に、本文でも一部引用されているが、本改正の理解を深めるために役立つと思われる文献等を挙げるので参考にされたい。

- 北村治樹編著『一問一答 令和6年民法等改正』（商事法務、2025年）
立案担当者によるQ&A形式の解説。立法者の見解を調べるのに有用。
- 東京改正家族法研究会「改正家族法の要点と解説I～III」家庭の法と裁判58号～60号
（日本加除出版、2025年～2026年）
東京家庭裁判所の裁判官が、改正法施行後の運用について解説したもの。なお、上記連載を単行本化した『詳解 令和6年改正家族法—改正のポイントと主文例・条項例・書式』も同社から出版予定。
- 関係府省庁連絡会議が作成した改正法に関するQ&A形式の解説資料（2026年3月更新）
重要な論点についての公式見解をQ&A形式で解説したもの。
Q&A形式の解説資料（民法編）
<https://www.moj.go.jp/content/001457895.pdf>
Q&A形式の解説資料（行政・手続支援編）
<https://www.moj.go.jp/content/001457896.pdf>
- 大村敦志『新・家族法—たそがれ時の民法学』（有斐閣、2025年）
法制審議会家族法制部会の部会長だった著者が学者の視点から一連の平成の家族法改正を位置づける。
- 東京弁護士会法制委員会編『こんなに変わった！ 家族法制—離婚後共同親権・養育費・親子交流等』（新日本法規出版、2025年）
令和6年改正法を、Q&A形式と二人の弁護士による掛け合いで解説し、立体的な理解をめざす。
- 日本弁護士連合会家事法制委員会編『Q&A 改正家族法と弁護士実務』（日本加除出版、2026年）
脱稿段階では未発刊だが、具体的相談事例における対応指針を解説する。